

平成21年度自動車登録申請について

(平成21年度入学生対象)

このことについて、自動車登録の申請受付を行いますので、4月から自動車通学を希望する学生は下記のとおり申請してください。

記

1. 申請対象者

本学の平成21年度新入生（編入学生，大学院1年生等）で，以下の基準を満たし，本庄キャンパスへの自動車通学を希望する者。（ただし，学部1年生を除く。）

- ・ 学部学生...公共交通機関を利用した通学時間が片道2時間以上かかる者
- ・ 大学院生...自宅から大学まで直線距離で4 km以上の者

(注1) 学部生で実家とは別に大学周辺にアパート等を借りている者は申請を認めない。

(注2) 学部生の通学時間の計測には時刻表等を用いること。

(注3) 大学院生の通学距離の計測には別紙地図の基準円を参考にすること。

また，研究科で範囲が異なるので注意すること。

(注4) 身体の障害等やむをえない事情により自動車通学を希望する学生は，講習会以前に証明できる書類を持参し学生生活課まで申し出ること。

(注5) 社会人学生，科目等履修生，研究生，連合大学院所属学生で自動車通学を希望する者は，通学距離等に関わらず学生証を持参し学生生活課に申し出ること。

(注6) 留学生は申請時に国際免許証のコピーを持参すること。

2 講習会受講の許可申請

4月8日(水)までに学生生活課窓口で自動車登録許可証の申請をすること。

許可を受けた者は4月9日開催の交通安全講習会(別紙参照)に申請書を持参して参加すること。

(注1) 平成20年度に年間登録または臨時登録をしていた者も，全て上記手続きを行うこと。

(注2) 留学生については，自動車登録許可申請の際に国際免許証を持参すること。

3 その他

申請書とライブキャンパスを照合するため，住所等を変更する者は教務課総務係で変更の手続きを行うこと。

なお，虚偽の申請をした学生は，講習会を受講できない。